

第四十三回国会 建設委員会 議 録 第八号

昭和三十三年三月六日(水曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 福永 一臣君

理事加藤 高藏君 理事木村 守江君

理事薩摩 雄次君 理事瀬戸山三男君

理事石川 次夫君 理事岡本 隆一君

理事中島 巖君

井原 岸高君 大澤 雄一君

金丸 信君 木村 公平君

正示啓次郎君 丹羽喬四郎君

山口 好一君 兒玉 末男君

佐野 憲治君 三宅 正一君

田中幾三郎君

出席政府委員

総理府事務官 大來佐武郎君

建設政務次官 松澤 雄藏君

建設政務官 町田 充君

建設政務官 谷藤 正三君

建設政務官 平井 學君

建設政務官 前田 光嘉君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

建設政務官 山口 乾治君

名で委員に選任された。
同月六日
委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員稲富稔人君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月四日

屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号(予))

同日

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

建設重機工業団地設置助成に関する請願外二件(宇野宗佑君紹介)(第二〇二八号)

土地区画整理法の一部を改正する法律案内閣提出(第八四号)
共同溝の整備等に関する特別措置法案(内閣提出第九〇号)
建設行政の基本施策に関する件

○福永委員長 これより会議を開きます。
住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の

の一部を改正する法律案、土地区画整理法の一部を改正する法律案及び共同溝の整備等に関する特別措置法案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。木村守江君。

○木村(守)委員 共同溝の建設費に関する分担金の問題であります。この問題につきましても、この分担金のいかにによりましては、いわゆる公益事業が多額の料金を負担することになり、従って一般民衆にこの負担が転嫁されて、やがて生活に圧力を加えるような状態になるのではないかと、このようなことから、この問題につきましても先般来再三本委員会におきましても論議された問題であります。この問題につきましても、これに対する道路局長の答弁等を見ますと、結局第二十条における建設費の負担の規定がある。その規定の中に、「共同溝の建設によつて受ける効用から算定される推定の投資額等を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用」と

いうようなことを書いてありますが、この文面だけではきわめて抽象的でありまして、はたしてどういうような政令をもつて、どういうような効用から算定される推定の投資の額を決定するのであるかどうか。これはきわめて抽象的でわかりにくいような状態になつておりますので、この点を具体的に説明してもらいたいと考えております。

○平井(學)政府委員 お答えいたします。共同溝の建設費のうち、公益事業者がどの程度負担をするのか、それによつて消費者に対してどの程度の影響があるのかということ、具体的に御説明申し上げたいと思つております。

最初にお断わりますが、この問題は、先般の委員会でも申し上げましたように、政令で詳しく具体的に書く予定でございます。目下大よそのめどはつけておりますが、まだ政令案を報告する段階に至つておりません。そこで大体私どもの考え方を申し上げます。

ただいま木村委員さんから御指摘のように、公益事業者の負担すべき限度というものは、もし共同溝をかりに設けなかったとした場合、今後五年、十年、十五年の間にガス会社なり電気会社がある一定の地点を将来掘り返して、そこへ都市の発展に基づき需要増加分の線をわざわざ掘り返して埋め戻しをする、またその間維持補修の関係上掘り返して点検をする、またそれから五年たつて、さらに都市が発展する

ことによつて、同じようなことを繰り返してやる、こういつたような費用がかかるであろうことを予定して、それを一定の利子で還元して、現在における金高を出して、それを出さず、あるいは共同溝の維持のためのいろいろな照明設備とか、そういうことを出さず、ということ、この前申し上げたこと

でございますが、私も現在研究いたしまして結果に基づいて、完全とは申しませんが、一応の例を申し上げますと、共同溝をつくらなかったならば、将来一体どういふ手数料がかかるかというのをまず申し上げます。

電信電話会社あるいは電力会社等について申し上げますと、将来東京都内で発展する区域におきましては、こういう会社は、五年ないし六年というふうに一定の年数がたつと、必ず電話なり電気の需要がまともに起つてくる、そのときにまともに増設を行なうということが考えられます。その次には、毎年ないしは二年に一回くらいずつ平均してその需要が上がつてくる際に、そこを掘り返して、電話線を一束なり二束ずつ、ちびちびと埋めていく、こういうようなことが考えられる。あるいはさらに逆にうんと集約して、かりに将来二十年間電話、電気の需要がある場合に、ちびちび二年に一回、三年に一回やらずに、これを二回分くらいにまとめて、十年目に一回、二十年目に一回、こういうふうな二回くらいにまとめて電話線の束を掘り返すというふうな、二つないし三つの場合があるものであります。そうした場合に、一体幾

ら費用がかかるかということ、それぞれの場合について計算をいたしましたのでございます。

たとえば、電話線について申し上げますと、そうした場合に、平均して一番条件のいいところで、今度考えられます青山の放射四号線のあたり、あの辺は地盤が固くて条件がいいのでございまして、ああいうようなところについて申し上げますと、最低メートル当たり二万九千円から三、四万ということで済む。ところが、またこれが地盤のやわらかい、やつかいなところであれば、二万九千円では済まずに、最低が四万くらいかかるという場合もあるかもしれません。そういう将来の需要増に應ずる埋め足し、その費用がメートル当たりで単価が大体業者の方で出るのであります。十年先の需要に應ずるために、わざわざ現在先行投資をするために、その利子を年に六分五厘と見るかあるいは七分と見るかによって、それぞれ電賃なり電気公債によって違いますが、大体六分五厘くらいにいたしました場合に、五年先のものを昭和三十八年の現在に引き戻した場合に、大体どの程度の金になるかということ計算をいたしました。そしてそういったものを各業者、電話会社、電気会社、そういった業者の予想される経費を利子によって還元して、現在時点の金高を出して、それをまず業者の受益分として出す。そのほか、この前も申し上げましたように、共同溝といううりっぱな施設の中に入れたならば、電線の被覆——じかに単独に道路に埋める場合には、上からの圧力、湿気によるいたみといったものを考慮して、嚴重な被

覆施設をやらなければならぬ。ところが、共同溝に入れる場合には、そういったものが要らぬ。手間が省ける。それから修理の場合にも簡単に設置していただける。そのために省けるところの手間賃を私どもは計算をいたしました。それを各業者ごとに集積して、その費用の総額を出して、そして共同溝の全体の建設費の中から利息を差し引く、残りを道路管理者側で負担をする、こういう計算をいたしておりますが、現在、今言ったように地盤の非常にいいところ、条件のいいところで見ますと、三分の一下回るような金額が出る。また逆に地盤の脆弱でいろいろ条件がむずかしいというところになりまして、三割、三分の一を上回るという見当が大体ついておりますが、いづれにせよ、私どもは、たいてい共同溝をつくらぬとおっても、五年、十年先には当然出費しなければならぬ。ぎりぎりの費用の算出をいたすつもりでございます。従って、それがために消費者へ値上がりする形によって負担が転嫁されるということはありません。共同溝をつくらなくても、当然将来需要がふえるに従って、どんどん費用をかけて埋めるといことが予想される。その範囲内で計算をいたしたのでございますので、御指摘のような、それが直ちに消費者にそのみによって値上げをしなければならぬということには、理論上ならないような計算を現在いたしております。

あるとしても、電線やその他のものはそれほど大へんことはないと思いがすが、たとえば水道管あるいはガス管というようなものは、急速な人口の増加等によりまして、相当の需要が出るようになるだろうと考えます。そういう点から考えて、これは将来何年くらいを目途として、この局部計画を立てられるのか。それから、たいてい、地盤の関係によって、あるいは共同溝の構築の難易によって、三分の一よりも高くなるところもある、それから三分の一くらいになるところもあるというようなことで、これはかなりはっきりしないような感じがいたしますが、いづれにいたしましても、共同溝による公益事業者の分担金というものは、先行投資としまして一時に金を投資したくはならない。そういう点から考えますれば、公益事業者は、一時の分担金を需要者に肩がわりするというようなことは、容易に考えられる問題だとは私は考えるのであります。こういうようなことに対しては、政府は、長期低利の融資をするとか、金融の道を考えるとかしてもいい。こういうことを考えずには、需要者、一般民衆の、いわゆる物価の値上がりや生活に圧力を加えないというようなことはでき得ないのじゃないか、こういうような考えを持っておるのであります。

○平井(學)政府委員 第一点でございますが、大体私どもは、共同溝に収容すべき公共物件の将来の需要を考慮する場合の期間としては、十年ないし二十年というところを考慮しておるのであります。これはガス管とかあるいは電線、水道等によっていろいろ違います。短い場合でも十年くらい、長い限度で大体二十年くらいの需要の伸びを考慮しまして、計画をいたしております。また、共同溝そのものの耐用年数と申しますものも、最低五十年は十分もち得るという限度で考えております。たとえば東京都が、今後の人口計画の上で、先般発表しました白書によりますと、昭和四十五年前後に大体区部で九百万ないし九百六十万で押える、都部を入れても千一、二百万のところを押えるというふうな御計画になつておりますが、そういったことをも一応めどにいたしまして、今言ったような公共事業面の需要の将来の見通し期間は十年ないし二十年というものを一応の計画の基礎にいたしております。それから、各種関係業者、公益業者について一応いろいろ非公式に計画を聞きまして、大よそそういった東京、京都につきましては東京都の推定、また同じように大阪あるいは名古屋その他の典型的な大都市につきましても、大よそ諸般の都市施設、都市公益事業、人口計画等を考えますと、そういうような限度に大体なるものと、一応推定をいたしております。

次に、先行投資による負担を有利な融資の方法によって何とかする考えはないかということですが、実は私ども、当初この法案を立案いたしました場合に、大蔵当局とも話をいたしまして、法文の中にそういった長期有利な金融の方途を一条盛り込んだらどうかというような相談をいたしましたのでございまして、これにつきましては、いろいろの関係で、結局法文には乗っけないことになったのでございますけれども、本来この共同溝の中に入れる公益物件のこの事業者というものは、いづれもガス、電気、水道、電話、こういったような市民生活に欠くべからざる公益事業でございますので、現在も開業銀行その他の方面からの融資もしておるし、将来もいろいろな民生安定の面から、必要によって随時そういう施策をとることが十分に可能な条件下にあるのだから、これは条文に書かぬでも、そういったような将来の諸般の事情に應じて運用をしていけばいいというふうな関係省庁の意見もありまして、そういったことを、私どもとしては、筋としてはこの面の運用を考えていきたいと考えております。

それから、第三の政令案でございますが、まだ政令案としては固まつたものはございませんけれども、要綱、要旨、こういったものににつきましては、現在、先般の委員さんの御質問によつて、一応簡単なものの用意ができておるはずでございますので、これを一つごらん願いたいと思います。

○木村(守)委員 共同溝の建築計画が将来十年ないし二十年ということでありまして、これは、考えてみると、十年すればまた掘り返しをしなければならぬ。この掘り返しは、今やっておる電線の埋設あるいはガス管の埋設というよりも、共同溝の掘り返しです。ものすごく大きな掘り返しになるだろうと思ひます。そういうような

ことでは、せつかくの共同溝、そうして交通対策の一環としての共同溝の使用が滅殺されるのじゃないかというふうな考えを持ちますので、少なくともいゆる共同溝の耐用年数、これを五十年とするなら五十年の将来を見込んで計画を立てて、初めて今度の共同溝の、いわゆる建設大臣が考える共同溝の本来の目的を達成することができるとはならないかと考えております。これにつきまして、現在電線の埋設あるいはガス管の埋設等による掘り返し、水道管の掘り返しは、一体何年に一ぺんぐらいやっておるのか。私はせいぜい大体十年に一ぺんぐらいだとは思っておりますが、一体何年に一ぺんぐらいやるのかというところをお聞きしたい。

○平井(學)政府委員 共同溝そのものの耐用年数は最低五十年、それから私どもが関係公益事業会社の将来の需要を推定する場合に用いた年数は、もう二十五年、三十年となりますと、これははなはだ科学的根拠を欠くので、あえて今回の法案の際に、具体的対象として考えなかったでございまして、おおよそそれわが、皆様方に御納得のいく範囲で、そういう公益事業の将来の需要増を推定する年限としては、十年から二十年ぐらいのものが大抵現実的なものだろうという意味で、一応二十年ぐらいまでがわれわれが自信を持ってお答えできる見通しの期間であるというふうな考えを意味でございします。

都道府県にございまして、毎年当初に、道路管理者のところへ、協議会の形において、それぞれ公共事業者その他の関係者から道路掘り返し予定申請を出すのでございします。それが昭和三十七年度に東京都におきまして大体千七百件ないし千八百件、しかもこれが東京都を走っておる都道以上の一級国道、二級国道の全延長に対して、全延長は大体二千二百キロばかりございしますが、これの六割に相当する区間を三十七年度において掘り返しておるのをごさいます。しかもこの傾向は、最近のわが国の産業構造の変化、その他の公共事業の伸びによりまして、人口と産業が東京初め大阪等の大都市に急激なピッチで集中するという現象は、これは隠れもない事実でございします。今後一そうこのピッチが早まる。人口と産業が集中すればするほど、都市改造が進展すればするほど、こういった公益事業の需要が急激に伸びてくるのでありまして、それに際してこういった掘り返しが急速に必要になってくるというところは、これは東京都の今後昭和四十五年なり五十年目標の都市計画から見ましても、裏打ちできる見通しでございします。過去の例におきましては、きわめて無計画に行なわれておりますために、そのままとった需要に応じて埋設する場合に、それから少しづつの需要に応じて、そのつど毎年一回掘り返すという場所などございします。たとえば水道管で申しますと、都心においては毎年一回ということにはございしません。逆に発展する周辺部の住宅地帯、あるいは新しい工場団地のできるようなところにおきましては、毎年々々と言つていいほど、こういった

需要増に應ずる新施設の埋め足しが行なわれております。また、都心におきましても、御案内のように、東京の場合でいいますと、東京都全体の平均の建物の立休密度が一・九階、要するに平均二階にも達しないようなきわめて高層化されておらない地域でございします。これが都心部におきまして高層化されて取替力がふえていくという場合におきましては、相当な需要増が出ております。ところが、電気会社、電話会社あるいはガス会社、それぞれの立場によりまして、冒頭に私が申し上げましたように、毎和々々ちびちびと埋め足していくようなところ、それと逆に三分、五年分をその間まとして大盤にとつと埋め足すというような場合がございします。従つて、個所により、また需要の上り下りによつて、毎年々々やるといふ場合、あるいは逆に、今言つたように三分、五年分をまとめて埋め足すという場合と、両方があるわけでございまして、われわれは、いずれの場合も、それぞれの場合についての受益分を計算し、必要投資分を計算し、その平均をとつて、最終的に公益事業者の負担分を割り出す、こういう計算を現在やつております。

○木村(守)委員 ただいまの御説明によりまして、いわゆる公益事業者の計画というものは、ほとんど一年ごとに掘り返しをしなければならぬような状態だということに聞こえるようでありますが、私は、公益事業者も、実際問題としては、少なくとも将来何年という計画を立てて、これは埋設、埋没しておるのだと考えます。そういう点から考えまして、これはあ

ともよろしゅうございしますから、電電公社あるいは電気会社、あるいは水道、ガス管、これらに対して一体どれくらい置きに掘り返しをしなければならぬ状態になっておるかということをお調べ、御報告願いたいと考えます。

それから、せつかくたさい建設省で考えておるこの政令案をいただきまして、この問題につきましては、政令案についてなお調べてみまして、この問題の質問を保留しておきたいと考えます。

次にお伺いしたいことは、共同溝の占用する公益事業です。これにつきまして、占用する業者の業種内容によつて、負担させる金額を考慮したいということをお申されておるのかのように拝聴いたしておりますが、一体各業者の負担の割合をどういうふうに考えておるか。わかりやすい例を申しますと、水道管という膨大な容積をとりまして、それから配電線ということになりまして、きわめて少ない容積で済むことになりまして、そういうふうないわゆる共同溝の占用する面積というものを勘案して、その負担金の割合を決定するような考えを持っておるかどうか、これについてお伺いしたいと思ひます。

○平井(學)政府委員 私どもが、たびたび、公益事業者の負担分はおおよそ幾らくらいになるかということについて、常識的に三分の一前後というふうな申し上げでしたが、これは要するに法律で指定しておる各公益事業者の受益分の総合計を申しておるのであります。従つて、早くいえば、六億円の全工費で、そのうちかりに二億円を公益

事業者が、たとえばガス、水道、電話の三公益事業団が負担する場合に、その二億を三社で割るわけではございしません。これは決して一律に三で割るわけではございしません。各業種によつて、ただいま御指摘のようないろいろの構造上、施設の特徴等によつて所要経費が違います。たとえばガスが入る場合には、やはり危険をおもんばかつて特別な隔壁を設ける、万一爆発することにはございせんけれども、そこまで配慮するとすれば、隔壁の費用は当然ガス会社が負担しなければならぬ。あるいはまた、御指摘のように、広い面積をとるというふうな施設につきましては、やはりそれに対するそれ相応の負担をしてもらふ。そういうことは十分考へて、業者相互間の負担の度合いに不公平のないように計算する方針をとつております。

○木村(守)委員 次にお尋ねしたいのは、共同溝の建設等に際しまして、共同溝の上の路面の舗装がありまして、舗装費というものは共同溝のいわゆる建設費の中に含まれておるかどうか。従つて、この路面の舗装というものが、いわゆる公益事業者の三分の一が振りかわつていくような計算になっておるか。それから、共同溝の上床がいわゆる路面の舗装と一致した場合、いわゆる上床すなわち舗装だというふうな場合に、これをどういうふうな一体計算しておるか伺いたい。

○平井(學)政府委員 普通の場合に、たとえば地下鉄と工事を並行してやる場合を考えますと、これは路面から相当深いところに共同溝が入ります。しかも地盤がいろいろむずかしい、その場合に路面を舗装する、またその前に

地下鉄工事担当者として、また掘るといふ行為が行なわれますが、その場合に、私どもといたしましては、地下鉄工事と並行してやる場合には、それだけ地下鉄側も道路管理者側も、掘さくする費用は相当部分節約できるわけでございます。地下鉄側あるいは道路管理者が単独でやった場合に比べて、両者が合併して工事をやる場合には、相当部分の費用が軽減できます。その軽減方法はこの法律の問題ではございませんけれども、地下鉄側と私どもの方で共同計算すべき分を計算して、それを二分の一ずつ持つ、こういう計算を考へております。さらに道路管理者が受け持った二分の一について、これはやはり一つの建設費でございます。掘って跡片づけをする、要するに最終的には舗装をするという費用、これは共同溝の建設費に入りますので、その部分についてはやはり業者についても負担を願う。次に、共同溝がきわめて地面近くにあつて、共同溝の天井部分が同時に道路の路面を形成する場合につきましては、これはもう、道路管理者から言わせれば、きわめて大きな節約になるわけでございます。独目で舗装する必要があるわけでもない、相当部分路面舗装費が合理的に節約できるわけでございます。節約分は当然これは計画いたします。これは政令にはありません。共同溝自体としても天井を必ずつくらなければいけません。ただそれが路面になる場合に、道路管理者側の舗装費は相当節約できるわけでございますから、一定の材料費、工事費、そういった面から計算が出来ますので、当然差し引いた計算をする。それだけ、言いかえれば公益事業者の

負担は通常の場合よりは減る、こういうことは当然でございます。

○木村(守)委員 共同溝をつくる場合に、現在在りつぱな舗装ができておるところを掘り返して、そして共同溝の上の舗装をする場合は、ただいまのような考え方でいいと思ふのです。ところが、舗装の寿命がきておる、補修をしなればならぬというところ、共同溝をつくるにつれて、その舗装をする場合に、共同溝の建設費の一部分というふうな考え方をすることは、私は妥当じゃないんじゃないかと考へます。どうでしょう。

○平井(學)政府委員 ただいまの御指摘の点はおっしゃる通りでございます。大へん具体的な御指摘で恐縮ですが、実は今度の政令の案の中でも、ただいま道路について御説明しました。が、私どもは、通例の場合を第一項に書いて、第二項ないし第三項では、公平を欠くという場合はそれに応じた方法を考へるつもりでございます。従つてそういうものは、当然古くなつておるような舗装の場合、公平にこれを秤量して、全額に近い額を道路側が持つとかいうことは、公平の原則からいって当然でございます。政令にもかようなことを実は考へております。

○木村(守)委員 これはぜひ考へてもらいたいと思へます。

それから、最後に尋ねたいのは、この第二十一条の管理費の範囲について御質問をしたいと思ふ。管理費とは一体どういう範囲までを言うのか、それと同時に、管理費は一体どういふようにこれを分担するか、この分担の方法をあわせて御説明願ひたい。

い。

○平井(學)政府委員 管理費の範囲は、具体的に申しますと、まず共同溝内にいろいろの公益物件を納めてある。それが良好な状態で維持されるための施設でございます。たとえば照明設備、これはやはり共同溝の中にしょっちゅう入つて点検する、あるいは増設工事をするというためのもの、当然でございます。また、これはすべての場合でございますが、ガス管が共同溝に入る場合には、万が一のガス漏れに対する配慮として、やはり換気施設を考へざるを得ません。また共同溝がだんだん古くなつてくると、壁面がいたんでくるという場合に、共同溝そのものの修繕ということもござい。たとえば中の清掃等もござい。ますが、そういったことが私どもの考へておる典型的な管理の形態でございます。その費用につきましては、これまた政令で定める基準に従つていふに、法文には書いてございません。私どもの考へでは、この建設費と大体同じような精神で、建設費の分担の比率をもつて管理費の負担区分もきめたい、建設費の場合にとられたと同じような原則で管理費の場合についても考へていきたい、かように政令には書かしていただくつもりで、現在作業を進めておるような状況でございます。

○木村(守)委員 建設費の分担金と、これを基準とした按分で管理費をまかなうというふうなお話であります。が、これは、実際問題として、ガス管あるいは水道管、それから電線というふうなことから考へてみまして、一番問題のあるのはやはりガス管だろうと思ひます。これに対しては常に注意を

怠らずにいろいろ点検等をしなければならぬというふうなことなので、この管理に對しては軽重があるのではないかと考へますが、どうですか。

○平井(學)政府委員 お説の通りでございます。特にガスの場合は換気施設、それから最悪の場合は共同溝そのものの中に嚴重なコンクリートの隔壁をつくる。私も現在そこまで考へます。ガス会社でも、隔壁は別として、最小限度換気施設についてはやらないと、ほかの電気、電話等の公益事業者がいやがるということもあり得る。かと思ひまして、換気の場合、当然換気施設の費用につきましては、先ほどから申しますように、管理の場合も公平の原則に立ちまして、特定の業者のために建設費ないしは維持費につきましては、それに應じた負担をきめるようにしていただくつもりでございます。

○福永委員長 この際、ただいま議題となつております三法案に対する質疑を一時中止いたしまして、建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。木村公平君。

○木村(公)委員 きょう本委員会は土地画整理法の一部を改正する法律案並びに共同溝の整備等に関する特別措置法案並びに住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案等御審議をなさる御予定でございます。つきましては質疑をいたしますことは、委員諸君に對してまことに礼を失する

かと存じますが、実は昨日の夕刊に新産業都市の閣議決定がなされたという記事が出ましたので、これに関心を寄せる全国の産業都市を待望しておるところの都道府県におきまして、おそらく重大な関心を持つておると思ひますので、この機会に場所柄は少々どうかと思ひますけれども、幸いようは建設省からも計画局長が来ておられるようです、それから経済企画庁からも担当の方が来ておられるようでございますので、簡単に経緯だけをお伺いいたしておきたいと思ひます。

もともとの新産業都市建設促進法案ができましたのは、初めは建設省の広域都市建設法案、自治省の地方開発基幹都市建設促進法案、通商産業省の工業地帯開発促進法案の三案を調整して一本化したことは、御承知の通りであります。従ひまして、たとえばその調査費等を見ましても、経済企画庁におきましては、地域経済計画調査の調査費といつたしまして、三十七年度には五千万円、三十六年度にもやはり五千万円計上いたしております。それから、建設省におきましては、広域都市建設計画調査費といつたしまして、三十六年度には一千二百一十八万八千円、三十七年度には一千六百四十四万八千円を計上いたしております。自治省といつたしましては、地方開発関連調査費といつたしまして、三十六年度に一千三百八十八万六千円、三十七年度に一千八百八十八万六千円を計上いたしております。通産省におきましては、産業立地の調査指導費と称して、三十六年度には二千三百七十七万二千円、三十七年度には三千二百二十五万四千円を計上いたしております。これは、おおむね御承知の通りであります。

これらの、莫大とは申しませんけれども、多額の調査費を使ひまして、そうして調査の結果、昨日の閣議において宮澤長官より了承事項として出されたものによりますれば、「現在新産業都市建設促進法による指定準備を、經企庁が幹事役となり、関係七省と打ち合せているが、今後の予定としては、四月一ばいに今まで立候補している全国四十三カ所の代表者の意見を聞き、地方選挙の終わる五月には指定を行ないたいと考えている。經企庁の方針は全部で十カ所程度にしようというが、選に漏れた都市に対しても開發調整費約十億円のうち四億程度を適當に運用するとともに、他の法律の運用も弾力的に行なつて、落ちた都市の対策をしたい」と述べております。これに對しましておおむね各省大臣は賛意を表しているようです。ところが、御承知だろふと思いますが、經濟企画庁長官の宮澤君は、衆議院の予算委員会等におきまして、この問題にいろいろ答弁をいたしておる。結論的に言いますと、およそ三つ、四つのことがわれわれの記憶に残ることです。その一つは、指定地域は必ずしも十カ所にこだわらないといふこととす。きのうの新聞は十カ所程度指定すると言つておりますけれども、宮澤經企長官の答弁を速記録に見ますと、指定地域は必ずしも十カ所にこだわらない。それからもう一つは、内地帯からの指定もあり得るとの態度を明らかにしておる。一時は、臨海地帯以外には、新産業都市といふものは造成が困難である、あるいは造成の必要度が少ないといふたようなことがいわれたのでありますけれども、宮澤長官の考え方によりますれば、内地帯

からの指定もあり得るといふことを、予算委員会においてしばしば述べておる。これが私どもの記憶には印象的です。従つて、最終的には十カ所とは限らないと言つておるのだが、一体どの程度まで指定するつもりであるのか。それから、地方統一選挙等の過程においてこういうことをやればよいから、選挙が終わつたあとでやるといふような考え方も一つの考え方でありまして、統一選挙の前には十カ所は大体やりたい。しかもそれが大体書いてあるんですよ。宮澤君の考え方によりますと、北海道においては道央というんですから、北海道の中心地点を言うんです。ことに旭川付近は非常に強烈な希望がありまして、われわれもしばしば陳情を受けておるのであります。道央という言葉をもちつて申しておる。それから、東北は仙台、岩手、北陸は富山、高岡、岡山は岡山、広島は広島、大分は、大分、鶴崎などといふことをばく然と言つて、そうして思ふべきでないことを言ひながら、十カ所程度とは限らないといふことを他面に言つておる。そこで私は、きょうはどこどこに指定をしていただきたといふような、陳情のようなことを申し上げておるわけではない。そんなことはいささかも考えておりませんが、ただ問題は、きょうは幸ひ建設省の計画局長も来ておられる。あなた方がつんばさじきに実は置かれておる。しかも調整費はもらつておる。しかも初め四つの法案があつたのです。御承知の通り、あなたの方の建設省の広域都市建設法案、自治省の地方開發基幹都市建設促進法案、通産省の工業地帯開發促進法案の三案が出てきた。そこ

で、けんかをして何ともしようがないものだから、調整をして、經濟企画庁を一応窓口にしたのですけれども、經濟企画庁が一たびこれを握りますと、他の省と最終的には談合しておるような様子もあるけれども、その過程においてはほとんど独善的に勝手にいろいろの意見を發表して、そうして関係各省との意見の調整といふものは最終的になされるようなことになっておる。うにわれわれは思う。そのようなことは、初め調整したといふのは、いろいろの法案が出てきたんだ、いわゆる新産業都市に以ておる法案が出てきたものを調整をして一本にしよつて、そうしてひとまずは、窓口が幾つあつては行政面の運用が困難であらうから、經濟企画庁に、一つあなたの方が窓口にした。そうすれば、經濟企画庁においては、きょうは大來總合開發局長も来ておるようでありまして、大來君あたりも他の各省と絶えず緊密な連絡を保ちながら、この計画を推進さるべきであります。ところが、その過程を私が振り返つてみると、ほとんど他の関係各省と緊密な連絡をとつておらないで、むしろ總合開發局長自身の私案のようなものを盛んに新聞に提案しておる。たとえば臨海工業でなければ内地の新産業都市といふものはあり得ないといふようなことを、あなたの方の方に言わせておる。そういうばかげた、つまらぬ、コンクリートもされておらぬことをどんどん流すといふことは、これは最も下手な政治なんです。政治といふものは、そんなことで、あなたの思ふように遂行できるものじゃない。必ずそういう場合

には障害が起きるにきまつておる。だから、最終的な案ができる前に、常に各省と連絡を保ちながら、第一次案、第二次案、第三次案、第四次案と、次々に案をわれわれにも提示されて、そうして國民代表でありますから、委員会において、あるいはその他の各党の調査会等において、あらゆる機会を見つけて、あなたの方のコンクリートされたところのお考えを明示しながら、ともに衆知を集めて最終案を出しにしようといふことが、私は當然であらうと思う。ことにこの新産業都市というのは、けんかをさせるようにできておる。これはもう御承知の通り、知事の申請があつた場合には、あなたの方で指定をするといふので、これを放置しておかれれば、全国でおれの方こそ最も理想的な地域だといふことで、おそろく大へんな騒ぎになる。そういうことをあらかじめ計算に置きながら、あなたも国会議員あたりは地域代表の一面を持つておりますから、地域代表としてあなたの方の前に陳情に来ることを楽しんでおるように見える。そういうことはつまらぬことです。そういうことはばかげたことなんです。だから、あなたの方の最終的な案はまだないと思ふけれども、現段階における案を宮澤君は、これは閣議了承を得たからこれでいいように思つておるけれども、閣議了承を得たからといって、新産業法といふものの最終的な実施の責任者は行政官にあるんじゃない。これを通した国会にある。だから、あなたの方がどういふお聞えでいらつしやるか知らぬけれども、閣議の了承を受けて五月には必ず十カ所を指定するといふことが最終的にき

まつておるなら、ここではつきりおつじやつていただきたい。そうして国会のわれわれに言う前に新聞にどんなに出しておる。そうして国会はつんばさじきにしておる。ここに建設省の計画局長を参考人として私は呼んでおるのだが、計画局長もおそろくしつかりしたことを知らないでおる。そんなばかげたことではよろしいか。一ぺんあなたの方のこれからの根本的な進み方を伺つておきたい。それでいくかどうか。いくならいくでやつてごらんない。私が一人でもあなたの方の前に立ちふさがつてみせる。最終的にどういふふうになつておるのか。

○松澤政府委員　ただいまの御質問の御趣旨、その通りだと思ひます。もともこの法案の目的は、御承知の通り国土の均衡ある開發をにない、かつその産業の發達を目的とするといつて、明らかにしております。従つて、その思想的な分野からいいますと、目的の通りではございますが、第一段階として、その周辺における地域の基盤を集中的に一段階をつくつておきたい。同時にまた、地域の格差的な面を、それらを中心として解消するような方向に持つていきたい。第三段階といたしましては、大都市に集中する人口をいかにして抑制するかといふような面等にも寄与していきたい。それらを、思想的な分野として、大ざつぱに第三段階に分けてやつておるのでございませう。ただいまの御質問の点でございませうが、きのうの閣議においての了承といふふうな面は、大臣からも私連絡を受けておりますが、きのうの了承の点は現在作業をいたしておりますので、およその作業の状況から見ます

るに、四月もしくは五月にならなければ、皆機方に御公開を申し上げて、そうして御協議を願うという段階に至らないという経過の報告であり、かつまた、個所はどのくらいのものになるのだというふうな部分からの、およそ十カ所程度になるのじやなかろうかという意味の部分からして、きわめて軽い報告程度のもので、それだからそういうふうなことを承してほしいというから、そこで時期的な問題といたしましては、それはやむを得ないだろうというふうな点で了承を与えておるのだというふうな大臣の報告でございましたので、われわれ事務局も、鋭意一日も早くいろいろな問題をかもし出す可能性のある、こういうふうな地域的にも、大きい政治問題にもなりがちでありますから、一日も早く結論を出すような方向に持っていきたい。だからといひましても、今のお話のように、非常に大きい問題が次々と生まれてくる可能性もありますから、事務局をして、特に建設省においては、嚴重に事務局として完全な、いわば理論的においても、あらゆる面から見ましても、間違ひのないといったものを提出するようにしなければならぬ。特にこの仕事の内容的な面をある程度まで勘案いたしますと、仕事の面にいきますと、約七割程度のもので、どうしても建設省がこれを担当していかねばならぬような立場にも相なっておりますので、一そう慎重を期してやるようにと一ところが、一方今のお話のように、まことに遺憾でございまして、何か新聞の座談的な立場において、企画庁長官が、およその見通しとよいまいしうか、あるいは自分の単なる

客観的な考え方というふうなものから話したのが新聞に漏れたために、各方面に非常なセンセーションを巻き起こした、そういうふうな意味から、すでに建設省の私たちの方に対して、異議の申し立てのような、あるいはまた今のようなお話等が次々と参りましたので、政府内部においても連絡調整がまことにまずかつたのでございしますが、企画庁の長官に向かいまして、また政務次官を通じて、どうかそういうふうなことになるまいやうにということをお願いをいたしました、きのう特に政務次官から、私の方に対して、十分今後留意をいたしました、こういうふうな話でございしたので、今後は、今の御質問の御要旨のように、国会を無視したとか、あるいはまた勝手にこうこうするといふふうなことがないように、特に私たちの方からは、企画庁長官という立場からいきますならば、いわば今のお話のように最後の調整の立場に立たなければならぬ方でございますだけに、率先してこれを右、左といったような誤解を受けるような御発言は一つ御遠慮願いたいという、こういう部分まで、実は率直に申しますと、きのうのお話をいたしておるといいますか、現在における建設省の立場としてやっておりますことでございますが、一応省としての基本的な態度を御説明しておきます。

〇木村(公)委員 大來総合開発局長にちよっとお尋ねしておきたいのは、あなたの方の長官が衆議院の予算委員会を通じていろいろ答弁をしておりますが、結論的に二つの点に留意すべきなんです。一つは、指定地域は必ずしも十カ所にこだわらないということ、もう一つは内陸地帯からの指定もあり得る、この態度を長官は明確にしておるわけですか。この点について開発局長のお考えを伺いたい、開発局長のお考えというものは表向きはあり得ないわけでは、経済企画庁長官のこういう答弁に対して、開発局長が反対だということとはもちろんここでおっしゃるわけがないと思いますが、お認めになるかどうかという問題。それからもう一つは、従来の経過はいろいろございまして、結局どの段階に立つておるかということを一言お答えをいただければ、私の質問はこれで終わるわけですか。

〇大來政府委員 ただいまの御質問の点でございますが、私も事務局といたしましては、関係各省極力連絡を密にして参つておるつもりでございます。ただ、ただいま中間的に、この法律の九条調査ということで、計画の概要の報告が出ております。四十三カ所でございますが、各省全部集まりまして次々にヒヤリングをやっておる状況でございます。企画庁は一応の窓口でございますので、いろいろ御指摘のございましたようなことは極力慎んでおるつもりでございますし、ただいまの御質問の点につきましては、これも年末に関係各省いろいろ打ち合わせの結果、新産業都市の区域の指定基準及び新産業都市の区域の指定に關する当面の運用基本方針という原案ができて、これを地方産業開発審議会にお諮りして、その方針をきめたということでございます。

ただいまの御質問の点でございますが、まず数のことは、区域の指定に關する当面の運用基本方針の中の第三といたしまして、新産業都市の区域の指定の数はおおむね十カ所程度とするというところで書いてございます。それから、第一の内陸部の点につきましては、基本方針の第一に、工業の開発を中心として総合的な都市的機能を持った産業都市が形成される可能性のある地域を新産業都市の区域として指定するものとするが、当面臨海性工業の開発を中心とするところに指定の重点を置くものとするという表現になつておるわけでございます。この文面からいいたしまして、あまり断定的な形になつておらないわけでございます。この点は、私も、実はこの新産業の問題に、日夜その扱いに苦心といたしまして、非常に困難な問題だと感じておるわけでございますので、いろいろ高度に政治的な問題もございまして、事務局といたしましては、今の資料を関係各省共同していろいろ検討いたしました。適当な時期に、この要請大臣が七人おられますが、この要請大臣のいろいろなお考えをお出し願つて、最後に閣僚レベルで調整をされるということになるだろうと、私も今は今のところ判断しておるわけでございます。

〇木村(公)委員 もう一つだけ。最終的に新産業都市の指定というのは国会の承認を必要とするかどうかという点と、それから、あなたの方が、諮問機関として、この新産業都市建設のために調査会なり委員会があるようですが、そういうものの答申が行政官を全面的に束縛するものではないという、これが大事な問題で、いつも選挙の方の改正等でも、諮問機関である委員会というものが、何か自分たちが答申を与えると尊重するという言葉があるから、当然行政を拘束して、そうしてそれが原案となつた場合には、国権の最高機関である立法の府まで拘束するやうな、はき違えた考え方を持っているやうなものが言論人などにいるんですよ。そうして、それが自分の意のまま行なわれないというので、やめたやつもある。そういうつまらない考え方が委員会の中にある。しかし、国会が最高のものであることは御承知のことだと思ふ。国民代表である国会が最高である。ただ、何のためにそういう諮問機関をつくつたかといへば、民主主義、民主主義というから、一つ學者あたりの意見をあなたの方の参考のために聞かせてあげようということをつくつたものを国会が承認しているというだけであつて、これはあくまでも答申です。あなたの方の諮問に答へ、行政官庁の諮問に答へるだけです。だから、諮問に答へたからといって、その諮問通りの原案を作成しなければならぬということももちろんあり得ないし、われわれはそれはどのウエイトを置いていないし、調査会とか審議会というものが今三百ほどあるから、整理しようと思つてゐる。そんなものにあなたの方は答申通りおやりにならなければならぬというやうな心理的圧迫を受けておられるようですが、そういうことはいささかも御遠慮は要らないのです。答申案としてどんなものが出てきよう、それは参考意見としてお聞きになればいい。何もそんなものに束縛される必要はない。問題は、国会で国民代表と相談されないで、あなたの方が勝手気ままにこういう重要問題をお

やりになるということが問題である。だから、その審議会の考え方からいえば、十カ所あたりがよろうというところであるが、あくまで参考意見としてお聞きになればよろしい。現に宮澤長官も十カ所程度がよろうと言っているけれども、十カ所と限定しているわけではない。十カ所所あつてもいいわけだ。場合によっては二十カ所あつても、憲法違反になるわけじゃないわけだ。それと同時に、臨海工業都市でなければならぬというところは何ら理由がありません。内陸であらうと臨海であらうと、新産業都市としての資格条件を備えれば、これはもう堂々たるものだと思ふ。従つて、宮澤経済企画庁長官が予算審議の過程において答弁しておる、その答弁というものは、私どもは首肯するに足ると思つておる。それで、宮澤企画庁長官の考え方に対して、その部下であるところの大來総合開発局長は賛成かどうかというところを最後に一言だけ承つて、私の質疑を終わりたいと思ふ。

○大來政府委員 最初の御質問の点につきましても、法律の第三条に「内閣総理大臣は、第二項の要請に基づき、地方産業開発審議会の議を経て、当該区域を新産業都市の区域として指定することができる。」という法律の条文がございまして、具体的な指定は政府の責任になつておると存じておるわけでございますけれども、当然国会の御意思を尊重して進めていかなければならない。私どもは、この問題になりまして、むしろ大臣の指示に従つて動くという形でございす。先ほどの最後の御質問の点も、長官の御指示に従つて判断して参るということで、従来も

そうでございますが、今後その心がけで参りたいと思ひます。

○福永委員長 先刻に引き続き三法案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。兒玉末男君。

○兒玉委員 私は、この前提案された区画整理に關連する法案について、御質問を申し上げたいと思ひます。

まず第一点にお伺ひしたいことは、現在の区画整理事業はどのような状況にあるのか、大體の概況について伺ひをしたいと思ひます。

○谷藤政府委員 現在区画整理事業を実施しております事業の大體の内容でございますが、個人でやつておりますのは三十八地区二百四十七万坪、それから組合施行でやつておりますのは百五十四地区、千七百三十一万五千坪、公共団体でやつておりますのは四百六十六地区、七千九百九十九万坪、それから行政庁でやつておりますのは百二十四地区、七千六百九十一万五千坪、それから住宅公団でやつておりますのは九地区、三百五十二万坪でございます。合計しますと七百七十五地区、一億七千四百一十一万坪の実施をいたしております。

○兒玉委員 今回の法律で改正されまして、土地区画整理法の四十三條の第二項が削除されることになるわけですが、その理由として、県を通じて關係の組合に貸し付けるからその四十三條二項を削除するのだということ

を説明されておりますけれども、實質的にはやはり國の資金を組合が直接借りること何ら変わりはないのではなからうか。そういう点から考えますならば

この四十三條の第二項を削除した理論的な根拠というものはどこにあるのか。實質的に変わりはないのではないか。こういうふうな考えを承りたい。その点について御見解を承りたい。

○谷藤政府委員 その意味では、前の内容は「費用の負担及び補助」となつておりまして、今まで実施の段階で補助という行為をとつたわけではございませんし、今までやつておりました結果が、今後、区画整理組合法の性格から申し上げまして、補助というものが出てこないのではないかというふうなこともございまして、今度の改正によりましては、第二項を削つて、そのかわり貸付の制度でございまして、こういうふうな考えをいたしております。

○兒玉委員 三十八年度の貸付の金額が、大體國費で三億と、地方負担が三億となつておりますが、現在個人、公共あるいは各事業体で行なつて七、八十数カ所のこれに対して、どの程度の個所がその六億の金でまかなわれるのか、どの程度の地域にこれが適用されるのか、その辺の計画についてお聞きしたいと思ひます。

○谷藤政府委員 最初の、ことしの土地区画整理關係の予算の要求について、住宅公団分として八百五十万坪、住宅金融公庫分として五百五十万坪、地方公共団体の区画整理分として千三百五十万坪、組合の区画整理分として五百五十万坪、計二千三百五十万坪、これが、宅地造成の十カ年計画といつて、法的には認められておりました。一応建設省の内部で、住宅の三百八十戸に對する宅地分として十カ年計画を立てておるわけではございますが、その要求に對しましての五百

万坪分というのは、全部合わせたときに造成せられてちやうど満足されるというところで、要求を出したわけではございません。いろいろ変化がありました。が、大體におきましてことは予算はおかげさまでば該當する数字が得られております。最初の五百五十万坪の区画整理分につきましてはゼロになつておりましたけれども、先生方のおかげでまた復活いたしまして、五百五十坪が出て参る。これは、先ほど申し上げましたように、区画整理組合が全区画整理事業の施行面積の中でちやうど一割を實施いたしております。その一割の該當分に對しまして五百五十坪を考えたわけでございます。それは本文の中にも書いてございすように、百二十一条の二、三という項目の中にございす。新しい市街地をつくるという問題と、「都市計画として決定された街路その他の重要な公共施設の新設又は変更に関する事業を含む」というふうな特殊な事情で按分いたしますと、大體五百五十坪くらいが妥当な線だといふふうに考えられますので、五百五十坪というものを考えたわけでございます。

○兒玉委員 先ほど局長が説明されました中で、個人のつくる組合というのを言われましたね。これは一般の区画整理組合ですが、これが現在全国で千七百五十坪、實際土地区画整理事業をやつておる。この組合に對してはどの程度の予算の貸付を考へておるのか。

○谷藤政府委員 今の千七百五十坪の中で、先ほど申し上げましたように、五百五十坪の土地区画整理組合に對する貸付を考へておると申し上げました分は、公共施設を生むような事業をやつ

てゐるものといふふうに制限されまして、公共事業施設をやるといふ内容につきましては、政令でこまかく定めるということになつておりますので、今までやつております千七百五十坪の中で、そういうものを選びますと、大體五百五十坪くらい、約二十組合前後になると思ひますが、その程度のもので對象になるのではないかと一うふうに考へたわけでございます。

○兒玉委員 次に、私はこの前の法案をずっと見たのですが、償還の期限ですね、事業体から県に對しては償還期間は五年、県から國に對しては六年、こういうふうな一年間の差をつけておるのですが、これはちよつとおかしいのじゃないかと思ふのです。むしろこの償還期限は統一すべきじゃないかと思ひますけれども、なぜこのやうな六年、五年という段階を設けたのですか、その点をお伺ひしたい。

○谷藤政府委員 その点につきましては、最初同じ期間で返してもらつてもいいのじゃないかといふふうに考へておりましたが、いろいろ事務的に詰めて参りました。府県の組合から金が府県に返つて参ります間、また國に返すまでの間にいろいろ事務的な手續がございすので、そういう事務的な手續を考慮いたしまして、一年間のズレをとつて六年、こういうふうなきめたわけでございます。

○兒玉委員 それから、この償還はもちろん利子が無利子でございますから、組合等の償還もそう十年もといふことはなしにしても、五年といふのは、事業の性格等から考へて少し短過ぎるのではないかと思ふのですが、その点はどう少し償還の期限を延ばすと

いう考えはないかどうか。

○谷藤政府委員 現在施行いたしておられます土地区画整理組合の事業の進め方を見ておきますと、大体三年目から保留地が売れるような段階になっておるのが普通でございます。それで、最初の一年はほとんど調査あるいはまた整理の段階になっておりますけれども、二年目からは事業が始まりまして、三年目からは大体一部の保留地が売れるというような態勢になって参りますので、この貸付金の性格そのものが——現在の地主と称する土地区画整理組合の組合員となるところの方々は、昔のような大地主がおりませんで、大体において非常に筆のこまかい地主がやっておるというふうな関係もございまして、最初の資金繰りが非常に困難である。しかもそれが現在では幾協あるいはまた市中銀行その他のところから借りておまして、金利も約一割近くのものを借りてやっておるというふうな状態でございます。いろいろ現在の宅地造成が非常に叫ばれておる事態になりましたも、組合の立ち上がり非常に困難である、その困難さを何とかして解消してやりたいというのが目的でございます。そして保留地が生まれるようになりまして、順々にその保留地を売却して事業に充ててもらうという考え方をしておりますので、組合の全事業が完了するまで無利子の金を十分に貸してやるというふうなことは私たちも考えておらないので、こういうふうな期間にしばらくだけでございます。

○児玉委員 この償還については、据え置き期間というのが明らかにされていないわけなんですけれども、局長の

言われておるような説明では、三年間は大抵い調査とか整理にかかるとすれば、やはり償還というものは三年後ですね。それから起算すべきではないかと思うのですが、その点の見解はどうですか。

○谷藤政府委員 お話のように三年間は据え置き予定でございます。そのあとで保留地が出てくるところを見計らひまして償還をしていただく、三年均等割賦で返していただくようにしたい、こういうふうな考え方をしております。

○児玉委員 そうしますと、実質的には八年ということになるわけですか、三年を含めて五年ということでございますか。

○谷藤政府委員 三年を含めて六年ということになります。

○児玉委員 特に私は、この前の説明から見て、いろいろ問題点が多いように考えたのは、この金利が無利子であるという関係から、たとえば目的は公共的な施設ということになったとしても、実質的にこの組合を認定する場合に、特に非常に資金を豊富に持つておるような人、あるいはそういう人たちが——不特定多数ですが、若干の人たちを集めて、実質的には独占的な形態でこういうふうな事業を行なう危険性というものが十分あるのではないかと、その辺の規制についてはどういふようなことをお考えになっておりますか。

○谷藤政府委員 ただいま先生のお話のありましたような点が心配されますので、政令の方で非常にきつく縛りたいというふうな考え方をしております。それで、貸付の限度につきましても、総事業費の三分の一以内にしたいというふうな考え方をしておりますし、施行の面積につきましても大体十五から二十ヘクタール、つまり四万五千坪から六万坪程度の事業をやりたいと思います。もう一つは、法律に書いてございますような、明らかに都市計画事業としての公園、道路、その他の施設を生み出す、その生み出す面積が、つまり減歩率でございしますが、普通は二〇から二五%ぐらいというふうな指導の仕方をしております。その場合には、まだはつきり大蔵と詰めておりませんが、大抵は二五%以上の減歩率をとるといふふうに考えております。本来ならば、私たちが実際の公共施設をやります場合に、現在の地価の上昇の市場の状態を見ますと、大体が期待価格で交渉が始まっております。御承知のように、現在の地価が道路も何もないところの場所に対する地価という交渉ではなくて、ここへ道路ができる、それで道路をつくりたいということになりますれば、それはできたときの値段で地主は交渉を始めまして、用地補償の問題はいつでももめておるわけでございますので、そういうものを解決するために、こういうふうな無償で減歩率として二五%以上の公共用地が生まれてくる、それによりまして健全な市街地あるいは生活環境の整った市街地が发展的にでき上るということを期待しておりますので、政令の方でそういう点は絶対に落度のないようにしなさい。従いまして、貸付金の選択条件としましては、府県から国に上がつてきます場合でも、都市計画的に完全な事業施行がもつてできるような計画の完成したものでなければ、貸付をしない。

い。いたずらに宅地造成にこだわるような場所に対しては、貸付は絶対にしないつもりでおりますので、この点の御心配はないと確信いたしております。

○児玉委員 そこで考えられることは、国から貸付を受けた金で現在組合で行なっております事業費は、ほとんど他の金融機関から金を借りておるわけですね。その場合国から借りた金を銀行の返済に充てるということも考慮されるわけですが、その辺の規制はどう考えているのか、借り入れた金は勝手に使ってもいいのだというふうな考え方なのかどうか、この点一つお聞かせ願いたい。

○谷藤政府委員 大体におきまして、市中銀行から約一割近くの高利な短期間の一年ごとの借金になっております。それで非常に苦勞しながらやっておりますものに対して、現在保留地ができて目先で売れるような態勢になっておるといふものに対しては、貸付金は貸さないようにいたしますけれども、今後まだ二年残っておりますけれども、保留地がもう二年先でなければ生まれないというふうな態勢で、現在苦勞しながら組合が施行いたしておるような場合につきましては、ある程度しんしゃくいたしまして、そういうものには貸付しながら育成したい、こういうふうに考えております。ただし、それはいたずらに組合が利潤を得るようなことをさせるわけではなしに、公共施設のそういうことをやりました場合には、最近の区画整理の傾向といたしまして、宅地造成はいたしたい、ただし環境整備の道路はやむを得ぬから生み出す、生み出すけれども、側溝もつ

くらなければ舗装もやらない、下水もつけないというふうなことで逃げ出すような組合がたくさんございします。そういうところに対して貸付した場合には、施行の内容につきまして条件をつけまして、決して貸したことに對して組合員がもうかるというふうなことはしないようにしたいと考えております。

○児玉委員 現在七百数十カ所、約一億七千万坪の事業が行なわれておるといわれるのですが、現在こういう機関がどの程度の金額を借り受けてやっておるのか、それから金利は大体どういふふうな状況になっておるのか、もしわかつておればお教え願いたい。

○谷藤政府委員 総額の金はちょっと今資料がございせんが、一件当たりに対しては、つまり一つの組合に対して大体どれくらいの金額を借りておるのかという調査がございしますので、申し上げますと、一件当たりにつきまして五十万円以下が約二件、五十万円から九十九万円までの借入金額が四件、百から四百九十九万円までが十五件、五百から九百九十九万円までが九件、一千万から一千九百九十九万円までが六件、二千万から四千九百九十九万円までが五件、五千万以上が二件というふうな、大体おもなもののつきましましては四十三件の中でそういうふうな状態になっております。利息につきましましては、ほぼ一割前後でございます。

○児玉委員 大体概況がわかりましたので、そこで組合から県には五年で返すわけですね。そうすると一年間だけ県が金を握っているわけですね。理屈の上ではそういうことになると思うのです。そうしますと、県としては、一般事務

費に金を引き当てるということも区別がつかないわけですが、金額はそう大したものではないわけですね。金額は、当然そこには金利というものが生じてくるわけですね。その利子は、県は、不労所得じゃないけれども、利潤を生ずる結果になるわけですが、その辺の取り扱いはどういうふうな配慮をされておるのか。

○谷藤政府委員 ただいまの件はいろいろ問題がございしますが、実は本来ならば、空地造成という大目標に向かいまして、国がある程度のこととを地方公共団体にやっていただくというのが原則で進んで参りました。ところが、御承知のように財政資金の關係がございまして、十カ年計画の宅地造成も十分に間に合わない。ことしもすいぶんがんばりましたが、なかなか思うように地方債が回ってこないという実情もございまして、やむを得ず組合の助成ということで積極的な進め方をしたいというふうな考えがございまして、さて貸付金という制度になりましたが、じや、県の県に対する事務の委譲の途中におきまして、県におけるいろいろな事務的なものをだれがやるか。県がやります場合に、それに対する事務費を、本来ならば、当然貸付金の中から国が出してやらなければならぬ格好になります。が、その点はやらない。やらないかわりに、多少は一年間の——もし完全に四月一日に入ったといたしますと、一年間の利息というものが若干県に入ることにありますけれども——全体の各県ごとに割りますれば、非常にささいな金になるかもしれませんが、県に對しまして事務費を全然出しておらないということもありまして、その点

は一応目をつぶることに話をいたしてございまして。ただし、できるだけ早く返していただくということで進めたいと思っておりますので、その点県の方には十分その旨を伝えてございまして。

○児玉委員 それで結局県の方はなかなか利口だと私は思うのです。金は貸して、取り立ては県の方でやれということになりまして、その利子は目をつぶる、なかなかうまくいって考えたと思ふのですが、実質的に過去戦前においても、やはりこういう区画整理事業について相当国が融資をした例があるのではないかと思ふのです。戦前における融資等に対する償還はおそらく一〇〇%行なわれていないのではないかと

思ふのですが、こういう制度が設けられますと、非常に利用度は高くなりまされども、償還の実績というものが問題になる。そのことが、ひいては地方自治体において、この事務を取り扱うことによつて、地方自治体自身がその取り立てに相当苦勞をする場合が予想されるわけがございまして、過去における実績はどうなつておるのか、また今後そういうふうな規定されました五年間に取り立てがでない場合もあり得ると思ふのですが、そういう場合の保護措置といふことが、こういうことはどういふふうにお考えになつておるのか、この点について承りたいと思ひます。

○谷藤政府委員 戦前の区画整理組合、つまり前には耕地組合整理法を適用いたしましたやつておつたわけでございます。はつきりした数字を今持つておりませんが、たしか一億坪くらいの量をやつておつたはずでございまして。戦後になりましたから急に減りました、三十年ころまではがた落ちになりましたが、そのあとまた宅地ブームに乗りまして、最近にぎやかになってきていけるという格好をとつております。その当時のこまかい事情を私知りませんが、その中で申し上げられませんが、今度の場合につきましては、国の債権等の管理に関する法律を適用いたしました。て、あの中いろいろな債権の補てんの問題とからみまして、あの法律に書いてありますような目的外の使用の場合とか、あるいは償還の期限の繰り上げだとか、あるいは延滞金の内容、保全の処分、債権の免除の方法、徴収停止の問題等につきましては、全部債権等の管理に関する法律に準じて政令を定めた、こういうふうな考えでございまして。

○児玉委員 それから、あと一つだけお聞きしたいのですけれども、こういう事業の内容の検査、監督、これはどの機関がどういふふうな形を監督するの、あるいはそういう監督をするのか、伺いたいと思ひます。

○谷藤政府委員 この問題は、本来の計画からいまして、都市計画事業として決定されたものについて行なうことになりまして、初め、今度の地建に対する権限の委譲に伴ひまして、地建の方に移そうかと考えておりました。が、問題が非常に新しいことと、土地契約上のいろいろな問題を含んでおりますので、当分の間地建に渡さないで、本省の方で直接管理するといふふうに考えております。本来は、当初の計画それ自身も、都市計画事業として本省の大臣の認可になつて参りましたので、全部計画内容も初めからわかりますし、途中の施行の内容につきま

しては県の方で全部調査ができますので、仕事の施行の進捗状態あるいはまた内容につきましては、あまり落度のない仕事ができるのじゃないかというふうな考えております。

○福永委員長 瀬戸山君。瀬戸山委員 私はこの共同溝の整備法案について質問を申し上げたいのですが、この法案については他の委員の皆さんからいろいろ詳細に質疑応答がございましたので、重複を避けて、時間もまいりましたので、重復を避けて、時間もお尋ねしておきます。

まず第一に、これは前にもお答えがあつたやうであります。共同溝の整備は非常にけつこうなことで、時期的に見ておそいといふことでしょうが、そこで三十八年度は大したことはありますまいけれども、局長の御説明でも、将来を期して、たとえば改定されようとしておる道路整備五カ年計画の中にに入れて計画的に進めたい、こういう御所論のやうであります。それは当然なことでありまして、それから今までのお答えでも、現在編湊しておるところだけでなしに、当然ニュー・タウン等については先行的にそういう計画を進めたい、こういうお話であります。そこで私はこの法案の内容と五カ年計画等の将来の長期計画とをどういふふうにお考えなさつておるかということをお聞きしたいのです。私ちよつと理解しにくいところがありますので伺いたいのですが、というのは、この法律案によりますと、たとえば公共的な施設を築くとか、そういう人の申し分な事業とか、あるいは意見を聞くとか、計画を立てるには、そういうこととがいろいろ手続上規定されてお

す。そういったと、道路管理者なりあるいは国なりが、こういう点は道路の幅員があるからどうしても共同溝で強制するのだという建前でありまされば、どんな計画が進んでいくと思ひすけれども、そういう事業者の申し出を要するとか、意見を聞く、あるいは申し出の取り下げをするとか、いろいろ書いてありますが、結局強制ではないといふ御説明がありました。そうしますと、ニュー・タウンをつくる場合にいかなる事業者がどういふふうな相談をして、どういふ計画を進めるのか。具体的に改定五カ年計画を立てる場合に、道路五カ年計画の法律との關係は、前の委員会で大蔵省の主計官からちょっと妙な答弁がありました。その点はきょうは追及いたしません。どういふふうな工合に、自由主義を保ちながら、非常に必要に迫られて共同溝の構想と、将来長期の計画がうまくいくのかという点をどう考えておられるか、これをまず承りたい。

○平井(學)政府委員 まず最初に既設の市街地における共同溝の建設計画の問題でございまして、第四条では法律上強制的建前はとっておりませんけれども、私どもは二つの方法で共同溝を計画的に進められるやうにということを期待いたしております。

一つは、建設大臣が共同溝整備道路を調査に基づいて指定した場合に、もし申し出、希望という形式ではあるにせよ、公益事業者が何らかの理由でこれに賛同してもらえない場合には、その路線については自今新設——少なくとも新設、増設のための掘り返しは協議に依らない、事実上新設、増設のための工事は許さないという結果になる

九

ようになつております。むろん一号、二号、三号、四号までの間でそれぞれ緊急やむを得ない特定の場合については例外を認めてございすけれども、いづれもこれは維持、修繕とか、災害復旧とかいう場合でございす。これによつて事実上、建設大臣が真に綿密な調査に基づいてだれが見ても必要なりというやうな都会地の特定箇所については、常識ある公益事業者ならば賛同するであらうことを期待できるやうな担保の規定がございす。

次には、これははなはだ弱いといへば弱い方法でございすけれども、この法律の趣旨を十分関係公益事業者にのみ込んでやらう。ことに既設大都市においては、今後道路工事が幾ら進んでも、自動車はどんどんふえるばかりであるし、大都市内のさらにその中の幅狭地点においては、こういう掘り返しは事実上も道義上も放置できないというやうな事態になるであらうことを考えまして、業者に行政的に積極的に勧奨する、こういう二つの方法で私どもはこの法律の趣旨が達成されるであらうことを期待いたしてございす。

次に新しくニュー・タウンをつくる場合、たとえば新産業都市をつくるやうな場合におきましても、やはり将来交通が輻湊するであらうことを予想するといふところ、第三条にいう将来著しく輻湊するであらうというやうな道路を指定することによつて、先ほど申しました業者に対する行政勧奨、行政指導というやうな方法と併用して、都市づくりの際に協力をしてもらふ、こういうふうな考えておるのでございす。

○瀬戸山委員 そうしますと、直接、

強制的につくつたんだから、これを入れないといふやうにはしないが、入れなければ困りますよという間接強制と言ひますか、間接的にそういうやうな仕組みにする。そういうことでもしなければ、なかなか今のやうな資本主義の悪い点が出ておる場合に、そこまですてやつたらわなないと、せつかく共同溝というものを計画しましても、進まないのではないかと気がいたしたしたのでお尋ねをいたしたのでございす。その趣旨を生かして一つやつてもらいたいと私は希望いたします。

そこで、先ほどの御説明では東京都内ではほとんど道路の六〇％が常時掘り返されてゐるという実情だといふお話でありましたが、五カ年計画は今後の問題でありましようが、かりに五カ年計画を立てる場合、キロメートルでいいますと、どのくらい共同溝の構想を現在考えておられるのか。東京ばかりじゃありませんで、全国主要都市を一応頭に置いてこの法案をつくられたわけでありまうから、五カ年計画問題と、それから先日他の委員からお話がありましたやうに、ガソリン税その他の財源等の問題に大きく関係いたしますから、そういう点を一つお聞かせを願ひたい。

○平井(學)政府委員 これは東京だけの問題でございせんが、さしあたり一例を東京都にとりまして将来計画を考へますならば、御案内のやうに、三十八年度は三キロ六分を一応予算的に用意するつもりでございす。私どもの考へでは、東京都内の現在の各公益事業の公益物件の埋設ルートに勘案いたしまして、一応十カ年計画で大体百キロ前後東京都内にはこの共同溝を

つくりたい。むろんこれは個々の平均の長さからいいますと、大体七、八百メートルから一キロくらいのところだといひますが、これを合計いたしまして、大体百キロくらいは十カ年で完成したい。そうすれば東京都の将来の人口抑制措置あるいは工業等の抑制あるいはいろいろなこと、あるいは高速道路の建設等とにらみ合わせて、市民の御迷惑をある程度軽減することができるとはなないかといふやうに考えてございす。これを具体的に五カ年計画に盛り込みます場合に、これを平均的に毎年十キロなら十キロずつ入れるか、あるいは最初の五カ年に大きく盛り込むかどうかといふことはまだ検討中でございます。

財源等につきましても、まだまだいろいろ各方面等と一緒に研究をいたしたのでありますけれども、費用の点から逆算いたしますならば、ただいま御審議中の予算案にもございすやうに、最低メートル当たり三十万円から七十七万円くらい、キロにして大体三億ないし七億、これはそれぞれ建設の条件によつて違ひますけれども、かかります。従つて、かりに東京都内について、十カ年で百キロの延長の共同溝をつくるとすれば、最大六百億から七百億程度の事業資金を要する。むろんこれをそれぞれ道路管理者、国、公益事業者、こゝにいたつた関係で負担する結果になるのでございすやうが、ほかの都市につきましても、たとえば東京都に次いで過密都市といわれておる大阪等についても、これに準じた構想を進みたい、かやうに考えてございす。なお、東京都十カ年、百キロが妥当なりやないやといふことにつきまして

は、来たるべき五カ年計画の改定の規模、構想等と勘案して研究を積んでいきたい、かやうに考えてございす。

○瀬戸山委員 そういふ点はもちろん今後詳細に御検討願ひなければならぬわけですが、今ちょっとお話にありましたやうにかりに東京都内で十カ年百キロくらいを想定しておられるが、これは東京都の主要な道路の延長の何％くらいになるのでしょうか。

○平井(學)政府委員 都内の区部の地方道たる都道以上の総延長が、たしか二千二百キロと記憶いたしてございす。それに対する大体百キロでございすので、そういうやうな比率で考えればなつたら大体見当がつくと思ひます。

○瀬戸山委員 そういふことは将来詳細に検討してもらふなければならぬが、それでいいかどうか、東京都の現状を見ますと、私が申し上げるまでもなく、これを勘案されたのもそこから来ておるのでございす。東京都内の一つの線のかりに二キロ三キロについて見ても、完全にまとまつたといふところは一カ所もないと、極端かもしれせんけれども、私はそう想像しておるのです。こゝにいう状況をおさめるのにこれでいいかどうかといふことは、ちよつと納得がいけないように思ひますけれども、これはきやうこで議論してゐるわけではございせん。

そこで、公益事業者の負担の問題は、今までのいろいろ御議論がありましてからこゝで申し上げませんが、地方公共団体では公益事業者の負担分を差し引いた残りの半分を負担する、こゝにいうことになつておりますが、この負担についてばく大なものがまた加重さ

れる。これは財源その他の問題もあると思うのですが、どういふやうにお考へなさつておるのですか。簡単に二分の一といふやうに書いてございまして、こゝにいうことで進行するかどうかといふことです。

○平井(學)政府委員 お答えします。実はこれにつきましても、一つの考へ方は、まず第一に共同溝を道路法にいう道路の付属物といふやうに私どもは考へることに方針をきめたわけでございます。付属物に対する道路法上の国庫補助と申しますのは、御案内のやうに、新たに道路改築の場合に、付属物をつくる場合には三分の二の補助がございす。既存の地方道、都道あたりに付属物をつくる場合は補助はございせん。そこでこの共同溝の場合は、付属物であるとした場合に新たに道路ができるときに一緒にやれば、道路法の原則からいへば三分の二の補助がもらえるが、既存の道路に地下鉄なんかと一緒に付属物たる共同溝をつくらば、道路法の原則からは補助がないわけでありまう。今後の共同溝の建設計画から申しましても、国道に敷設する場合あり、都道に敷設する場合あり、いろいろな混合するのですが、そういうところを最大の場合は三分の二の補助が道路法の原則通りからいへばもらえ、そうでない場合はゼロだといふことを勘案して、その線から二分の一あたりが、その中をとつて、いいところではなからうかといふことが一つ。それからそのほかの都市計画事業あるいはその他のいろいろな都市的な施設を行なう場合の国の補助、これは大体二分の一が一応の目安になつておりますが、この共同溝と申しますのは、道路

の付属物ではございますけれども、これは大都会に特有な付属物であるし、大都会の交通、市民生活を少しでもスムーズにしようというための、機能からいいますといわば特殊な都市的施設であるという点も考え合わせまして二分の一というところが、ほかの諸般の補助事業などと比較して、妥当なところではなからうかという点で考えております。財源につきましては、これはむしろ道路五カ年計画等の際に、単に共同溝だけでございせん、国の事業量が伸びればそれに応ずる地方の持ち出しも相当伸びがりますので、その際に一緒に地方財源を考えさしていただきたいと思ひます。

○瀬戸山委員 理屈はそうだと思うのですけれども、私はこの法律を見まして、非常にいいことである、しかもこれは急がなければならぬ、これはもう当然だと思ひます。しかも先ほど頭に置いておられる計画についても相当膨大なものになる。相当金がかかる。その二分の一は地方公共団体に負担させるという理屈はどうでも考えられるのですけれども、私がこういう問題を提起したのは、非常に急がなければならぬ重要な仕事であるけれども、地方負担の関係で、実際は遅々として進まないおそれがあるではないか、これを考えたわけですから、それは財源の裏づけをやらなければならぬこと、急ぐでしようけれども、ただ、いいことだからやりなさいということでは裏づけをしなかつたのは一向に進まない。迷惑するのは国民だということがよく行なわれておりますから、この問題を提起しておるわけなのです。今後関係の方面と相談をされることが

しばしばあると思ひますが、せつかくこういう法律をつくつても、そういう問題にネックがあつて進まないということであれば、いわゆる道路の近代化ができないと思ひますから、この点さう一つ御研究を願うことにいたしておきます。

そこでもう一つは、これは少し理屈めいたことになりませんが、公益事業者の負担は受益の限度を勘案してと書いてあります。理屈はその通りなんです、そこであつたのと同じく地方公共団体が半分ずつ負担するところ。そこで私が考えたのは、一体この共同溝をつくるというのはどちらの便利のためにやるのか始終繰り返してやつておる、一年に三回くらい繰り返してやつておるところがあるようでありまして、が、やる方も大へんだらうと思ひますし、国、都道府県、東京は都ですけれども、そういうところは大へんだらう。迷惑するのは国民である。莫大な金をかけた道路が、年に、さあ、どのくらいでしようか、三分の一しか満足に使えないというところがたくさんあると思ひます。一体共同溝をつくるのはどちらの便利のためにやるとお考えですか。

○平井(學)政府委員 大へんむずかしい問題で、私もいまだに考えておりますが、これはわれわれ法案を作成していただく審議の過程におきまして、これは公益事業者の方が主として利益を受けるはずだから、公益事業者に占用の許可条件として、初めからこういう条件でこういう共同溝をつくらなければ、この施設についてはこの占用の許可をしない。いやなら道路外に持っていけというふうにするべきである

という議論もありません。しかし一面、戦前のような自動車のあまり普及しなかつた時代の道路法の考へ方ならいざ知らず、戦後私どもが予想もしなかつたような、急激に都市的な規模が高度化し、都市改造というところが叫ばれ、しかも自動車も急速にふえて、大都市の道路の機能が質的にも量的にも一変した。こういう時代における道路管理者たる者の使命をあらためて考えてみますと、私も、現在における、あるいは将来における道路法の精神から考えてみるならば、一企業者たる公益事業者に押しつけるよりは、そういつた新しい時代の新しい使命を負うた道路を管理する者の立場から、道路は高度の自動車道と歩道とを問はず、これを常時能率的な状態に保持するのが管理者の最大の責務である。また公益物件を加えるにしても、これは公益物件を通らしてやるという意味じゃありませんで、これは普通の物件でなしに、公益物件——ガスとか電気とか電話とか、市民生活に欠くことのできない物件、それを道路におさめてやる。これまた市民に対する一つのサービスだというふうな点を私も重視いたしまして、いろいろ議論もございまして、いろいろこれは道路管理者側の第一義的な責任事項であるというふうな結論を出しまして、道路管理者がこれを特につくるという建前に立案をいたしたような次第でございます。

○瀬戸山委員 その点はわかりました。案を立てられるときにいろいろ御議論があつて、御研究なさつたさうですけれども、私は相当問題だらうと思ひます。現在のよういろいろなこ

なつて参りますと、道路を使うことがあたりまえなことのようになつておるから、国民の方でも、これは変だと思ひながら、やむを得ないという感じを持つておる。実は少し余談になりますが、昨午だつたか一昨年でありましたが、この委員会でも問題になつたことがあつた。これは全然こういうものと違ひますが、問題はある程度似ておる。大泉学園町——北足立郡です。練馬区ですか、あそこ送電線があつて、その下に住宅を持つておる人が非常に困るという問題で取り上げたことがあつた。私も現場に行つて見ると、地下に入れたらどうと金がかつてできないのだ、できないことはないのだけれども、二倍か三倍か、それは私も忘れましたが、金がかつてできないのだということ、とうとう送電線がクモの巣のようになっておる。従つて、その下の方は、畑でありましたけれども、だんだん宅地になつても全然地価が上がる。何か健康上どうだ、あるいは作物に利益もある、害もあるとか、いろいろ議論があつたのです。それとちよつと似たようなことがあるものだから、そういうことを聞くのです。そうかと言つて、全部いわゆる公益事業者負担させるというところ、今日の段階において、歴史的にこういうふうになつておるような状態では、これはきつめて不適当な議論でありまして、そういうことは申し上げません。

そこで、局長も、どちらの便利のためかといへば、どうもそつちにあるような頭でお話があつたような感じがするもので、そうなりますと、一体道路法や河川法では、自分の都合でやる場合は、いわゆる原因者負担ということでも全部持つてやるという規則になつておると思うのですが、その理屈と今度のいわゆる負担の関係はどういうふうな解釈しておられるか。

○平井(學)政府委員 道路法では確かに御指摘のようなことになつておりますが、結論的には私がたゞいまお答えしたように、終局的には道路管理者が、その使命にかんがみて、インシデンツをとつてやるのである、公益事業者はそれに協力するという意味で受益者負担的な金、あるいは共同溝を占有する意味の排他的な金を持つて、ということになりましたが、そこに至る過程から申しますと、たゞいま御指摘のように、実は立場によつてはどちらの受益が大きいかが判定の問題になるような程度の事情がございまして、一〇〇%道路管理者側の都合によつてやる工事であつても、五〇%・五〇%あるいは四五対五五といつてもいい程度の受益が双方にあるかと思ひますので、さうな意味で工事の主導権をとるのは道路管理者であるけれども、そういった受益の割合いその他を考へて、受益者負担的な意味の費用分担をやつてもらう。またでさうがった共同溝のある空間を排他的に、永久的に占有するといふ意味の占有に対する対価として負担してもらわねばならぬといふふうな考へております。

○瀬戸山委員 これはなかなかむずかしいところで、議論をするわけじゃないが、深刻な問題だと思ひます。道路は別にあつたものに使わせるような性質じゃないのですけれども、狭い

から地下につくらせるということになると、原因者で全部負担するのだというところに理屈がなりそうだからちよつと申し上げたのです。そうかといつて、一辺倒にそう言ってしまうのも非常識だということになりそうのですから、むづかしいところだと思つてはいます。だから、この負担の区分については簡単に割り切つて——簡単に割り切つてもいいけれども、一応法律で割り切つておきますが、ほかの法律との関係を見ると、やや釈然たざるものがあるということをおし上げておきます。

そこで少し小さくなつてきますが、この法案全体を見て、さつきから今まで御説明の事柄が現在出てくるのですけれども、強制はしない、間接強制をする——この法律によりまして負担の問題もある、どうもやりたくない、車道は使わせないのだということになると、車道は使わせないが、歩道のことには何も書いてないから、歩道に電信柱が立つことを奨励するような結果になるのじゃないか。むしろ電信柱をなくする時代ですから、歩道を除かれたのはどういふことか、これを伺いたい。

○平井(學)政府委員 現在道路を占有する場合は、特定されておる水道管あるいはガス管、こういったものはそれぞれ道路管理者側で、道路のまん中とか、あるいは道路の中心部から何分の一以内というふうに、それぞれ道路の構造の面からいって技術的に規制をいたしております。また一面歩道につきましては、こういう共同溝ができまして、ところによつては、その支線、サービスマンを横断して通すということ

は、今後ともあり得ることではございます。さうなわけでは、問題になるような大規模のものは、両者の方からいっても、歩道のようなところへ埋めることは技術的に不可能でございます。必要最小限度の規制として車道の下のことにしたわけではございます。

なお、今回の共同溝方式によらない他の占有物件、たとえば電柱とか広告塔、こういったものにつきましては、またおのずから別個の問題でございますけれども、これは公益物件とは考えないために、一応現在のところでは道路管理者側の自由裁量の方法によつております。私どもの方針としては、今後こういつたような広告塔なんかの公益物件でないものにつきましては、漸次路上から整理していくという方針であります。また逆に公益物件でありまして、電柱方式による電話線、電燈線、こういったものにつきましては、やはり道路以外に使用し得るところがあれば、これを使用してもらつて、むしろ大都會ではさうなことは事実上不可能でございますが、こういうものはできるだけ共同施設、いわゆる共架柱方式を強制して、さういふ方式を今後の分についてはとらせるといふふうに指導して参つておりますし、御指摘のやうなゆがめられた状況が出ないようにならうと参りたいと思つております。

○瀬戸山委員 これは行政上の問題だと思つて、何か車道の方は制限がないのだ、指定されても車道の問題は別だ、歩道の問題は別だといふように法律上はなつておりますから、道路管理者の方で車道を使わせるのはかまわ

ない、実際に掘り返すことはないと思つて、下に埋設する電話線等をそれよりも安上がりな車道に電柱を立ててやるなどというのをやられたのでは、これは私は時代逆行だといふように感ずる。さういふうなことに利用されないように一行政指導をしてもらわなければ困るのではないかと。法律は禁止してありませんけれども、この共同溝制度と申しますか、法律をつくるゆえんは、できるだけ地上のじやま物を取り除こうといふのが趣旨だと思つて、それにはたびたびはじくり返さぬやうな地下を使おうじゃないか、さういふ趣旨だと思つて、実は私のところのことを申し上げては、私のところの、私の郷里の都城で、御承知のように建設省が直轄で道路を施工いたしました。そこは八百メートルですけれども、電柱は立てないやうにしてある。片側に電燈線がありまして、それはやむを得ない。片側は全部電柱をなくして地下埋設にした。できたあとは、ワシントンとまではいきませんが、日本では類を見ないやうな状況になつております。さういふやうな町の中にいろいろなものを立て並べないことを努めてやつていただかないと、せつかく共同溝の法律をつくつても、車道は別だ、いや歩道は別だといふやうな軽い気持ちにならうといふこと、時間もたちましたから私はこれ以上質疑いたしません。この法律ができますれば地下にできると思つて、せつかく有終の美をおさめるやうに行政指導をしてもらいたい、さういふことを要望しておきます。

○福永委員長 中島君より資料要求につき発言を求められておりますので、この際これを許します。

○中島(盛)委員 道路局長に二点資料の提出をお願いしたいと思つて、ちよつと古いので、ごく簡単にどういう資料かという説明をいたしておきたいと思つて。

御承知のように、昭和三十三年を当初といたしまして、昭和三十七年までの道路整備五カ年計画にかつたわけでありまして、道路整備緊急措置法の第二条において事業の量や種類を閣議決定しなければならぬということになつておりますが、そのときの閣議決定として建設委員会へ提出した資料があるのではありません。それは、私の記憶によりますと、道路整備五カ年計画における高速自動車道五カ年計画事業量内訳といふものでありまして、昭和三十四年二月二十日閣議決定ということになつております。そのときの内訳が小牧市——西宮間が八百九十三億五千七百円となつております。東京都——小牧市間が百二億四千万円となつておるのを記憶いたしておるのであります。それでこのときの資料を提出していただきたい。これが資料提出要求の一件であります。

○福永委員長 中島君より資料要求につき発言を求められておりますので、この際これを許します。

○中島(盛)委員 道路局長に二点資料の提出をお願いしたいと思つて、ちよつと古いので、ごく簡単にどういう資料かという説明をいたしておきたいと思つて。

御承知のように、昭和三十三年を当初といたしまして、昭和三十七年までの道路整備五カ年計画にかつたわけでありまして、道路整備緊急措置法の第二条において事業の量や種類を閣議決定しなければならぬということになつておりますが、そのときの閣議決定として建設委員会へ提出した資料があるのではありません。それは、私の記憶によりますと、道路整備五カ年計画における高速自動車道五カ年計画事業量内訳といふものでありまして、昭和三十四年二月二十日閣議決定ということになつております。そのときの内訳が小牧市——西宮間が八百九十三億五千七百円となつております。東京都——小牧市間が百二億四千万円となつておるのを記憶いたしておるのであります。それでこのときの資料を提出していただきたい。これが資料提出要求の一件であります。

る五カ年計画の閣議決定で、中央道に對して百二億四千万円という額が示されてあるのを、昭和三十七年度も「東京、富士吉田間の事業予算については先に決定された前期五カ年計画を忠実に実行すべきである。右決議する。」すなわち昭和三十七年度も中央道に對する百二億四千万円の前期五カ年計画の額は下つてはいかない、さういふことを三党で共同提案いたしました。提案者は自由民主党の木村守江君、賛成演説は社会党の石川次夫君がしてあります。従いまして、この建設委員会の決議に對して政府内でも御相談があつたものと思つておりますが、そのときの御相談の結論はどうなつておるか、この二つの点の資料をお願いいたします。さういふ次第であります。

○福永委員長 ただいま中島君より要求のありました資料につきましては、早急にお手元にお届けできるよう委員長において取り計らいます。

○福永委員長 ただいま議題となつております三法案のうちで、共同溝の整備等に関する特種別置法案につきましては、他に質疑の通告もないやうでありますので、本案に對する質疑は一応終局することに御異議ございませぬか。

○福永委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

○福永委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来る三月の八日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開催することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会